

○鈴鹿工業高等専門学校旅費支給規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 6 3 号
最終改正令和 7 年 4 月 9 日

鈴鹿工業高等専門学校旅費支給規則

(趣旨)

第 1 条 本校における旅費の支給については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（平成 16 年高専機構規則第 49 号。以下「機構規則」という。）、旅費実施細則（平成 16 年高専機構規則第 50 号）及び旅費取扱規則（平成 16 年高専機構規則第 51 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(旅費計算の路程及び経路)

第 2 条 路程は、公共交通機関を利用する場合は、近鉄白子駅又は東旭が丘三丁目バス停と目的地の最寄駅又は最寄りのバス停までの運賃、自家用自動車の場合は本校から目的地までの距離により計算するものとする。

2 旅行日数については、原則として次のとおりとする。

- 一 近鉄白子駅を午前 7 時までに出発しなければ用務を遂行できない場合は、用務日の前日を移動日とすることができるものとする。
- 二 用務の遂行後、午後 10 時までに近鉄白子駅に到着できない場合は、用務日の翌日を移動日とすることができるものとする。

3 経路は、原則として三重県以北に旅行する場合は名古屋経由とし、以西に旅行する場合は大阪経由とする。

4 航空機を利用する場合の旅行については、原則として中部国際空港を利用するものとする。ただし、経済的に他の経路が安価と認められる場合はこの限りではない。

5 自家用自動車の業務使用については、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項」により取り扱うものとする。

(特急料金等)

第 3 条 特急料金については、特急列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに支給する。ただし、運行本数や業務開始時間などを考慮し、50 キロメートル以上のものに支給することがある。その場合は出張申請の備考欄に理由を付すこと。

(その他)

第 4 条 この規則により難い特別の事情がある場合は、その都度校長が定めることができるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。